

平成24年3月30日

介護福祉課

電話：0742 - 34 - 5422

「奈良市老人福祉計画及び第5期介護保険事業計画」について

奈良市では、「奈良市老人福祉計画及び第5期介護保険事業計画」を定めました。

1. 目的 介護保険法第117条により、3年を一期として介護保険事業計画を定めることとされており、また老人福祉法第20条の8により、老人福祉計画を一体のものとして定め、高齢者の福祉の増進を図る。

2. 内容 平成24年度から26年度までの3ヵ年を計画年度とし、要介護者数や、介護保険の給付対象となるサービス給付費およびアンケート調査などから今後3年間の給付費を算出し、介護保険の事業費や介護保険料を定める。

また、高齢者が活力と経験を活かし、心豊かな生活を送ることが出来るよう必要な施策の方向性を定める。

3. 印刷部数

計画書 400部（A4版モノクロ158頁）

概要版 800部（A4版フルカラー12頁）